

（受託者と密接な関係を有する者の範囲）

第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 受託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）又は使用人

二・三（略）

（運用型信託会社の最低資本の額）

第三条（略）

（管理型信託会社の最低資本の額）

第八条（略）

（信託会社等の営業保証金の取戻し）

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

- 一 信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二（略）

2（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十三条 信託会社は、法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2・3（略）

（受託者と密接な関係を有する者の範囲）

第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 受託者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）又は使用人

二・三（略）

（運用型信託会社の最低資本の額）

第三条（略）

（管理型信託会社の最低資本の額）

第八条（略）

（信託会社等の営業保証金の取戻し）

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

- 一 信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十五条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二（略）

2（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十三条 信託会社は、法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法による承諾を得なければならない。

2・3（略）

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 信託会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権(1)に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図することができるものを除く。(2)の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (6) (略)

ロ (略)

2 (略)

(信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十五条 法第四十一条第六項の規定において信託会社が電子公告により法又は他の法律の規定による公告(会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定による公告を除く。)をする場合について会社法第九百四十条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	前二項	第一項
	これらの	同項の

(運用型外国信託会社の最低資本金の額)

第十六条 法第五十三条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円に相当する金額とする。

(管理型外国信託会社の最低資本金の額)

第十七条 法第五十四条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円に相当する金額とする。

1 (外国信託会社が電子公告により公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十八条 法第五十七条第六項の規定において外国信託会社が電子公告により法又は他の法

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 信託会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権(1)に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図することができるものを除く。(2)の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) (6) (略)

ロ (略)

2 (略)

(新設)

(運用型外国信託会社の最低資本金の額)

第十五条 法第五十三条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円に相当する金額とする。

(管理型外国信託会社の最低資本金の額)

第十六条 法第五十四条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円に相当する金額とする。

(新設)

律の規定による公告（会社法の規定による公告を除く。）をする場合について会社法第九百四十条第三項及び第九百四十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項	これらの	同項の
第九百四十一条	この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）	信託業法又は他の法律（会社法を除く。）の規定による公告

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 (略)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第二十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 (略)

第二十四条 (略)

(信託会社等に関する権限の財務局長等への委任)

第二十七条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。)は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号から第十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜三 (略)

四 法第十六条第一項並びに第二十一条第二項及び第四項(これらの規定を法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認

五〜十三 (略)

3〜6 (略)

(信託会社の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第二十八条 (略)

(同一の会社集団に属する者における信託の受託者に関する権限の財務局長等への委任)

第二十九条 (略)

(信託契約代理店に関する権限の財務局長等への委任)

第三十条 (略)

(信託受益権販売業者に関する権限の財務局長等への委任)

第三十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜十 (略)

十一 第二十二條において準用する第十条第三号並びに第二十四條第一項及び第二項の規定による承認

十二 第二十三條において準用する第十一条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる権利の付与、配当表の作成及び換価

2・3 (略)

(信託会社等に関する権限の財務局長等への委任)

第二十五条 (略)

2 (同上)

一〜三 (略)

四 法第十六条並びに第二十一条第二項及び第四項(これらの規定を法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認

五〜十三 (略)

3〜6 (略)

(信託会社の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第二十六条 (略)

(同一の会社集団に属する者における信託の受託者に関する権限の財務局長等への委任)

第二十七条 (略)

(信託契約代理店に関する権限の財務局長等への委任)

第二十八条 (略)

(信託受益権販売業者に関する権限の財務局長等への委任)

第二十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜十 (略)

十一 第二十条において準用する第十条第三号並びに第二十二條第一項及び第二項の規定による承認

十二 第二十一条において準用する第十一条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる権利の付与、配当表の作成及び換価

2・3 (略)